

持ち込みできないもの

※ここに記載しているものは、清掃工場へ持ち込めないものです。

処分方法についてはお住まいの自治体（佐倉市又は酒々井町）へお問い合わせください。

1. 法的根拠によるもの

テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機

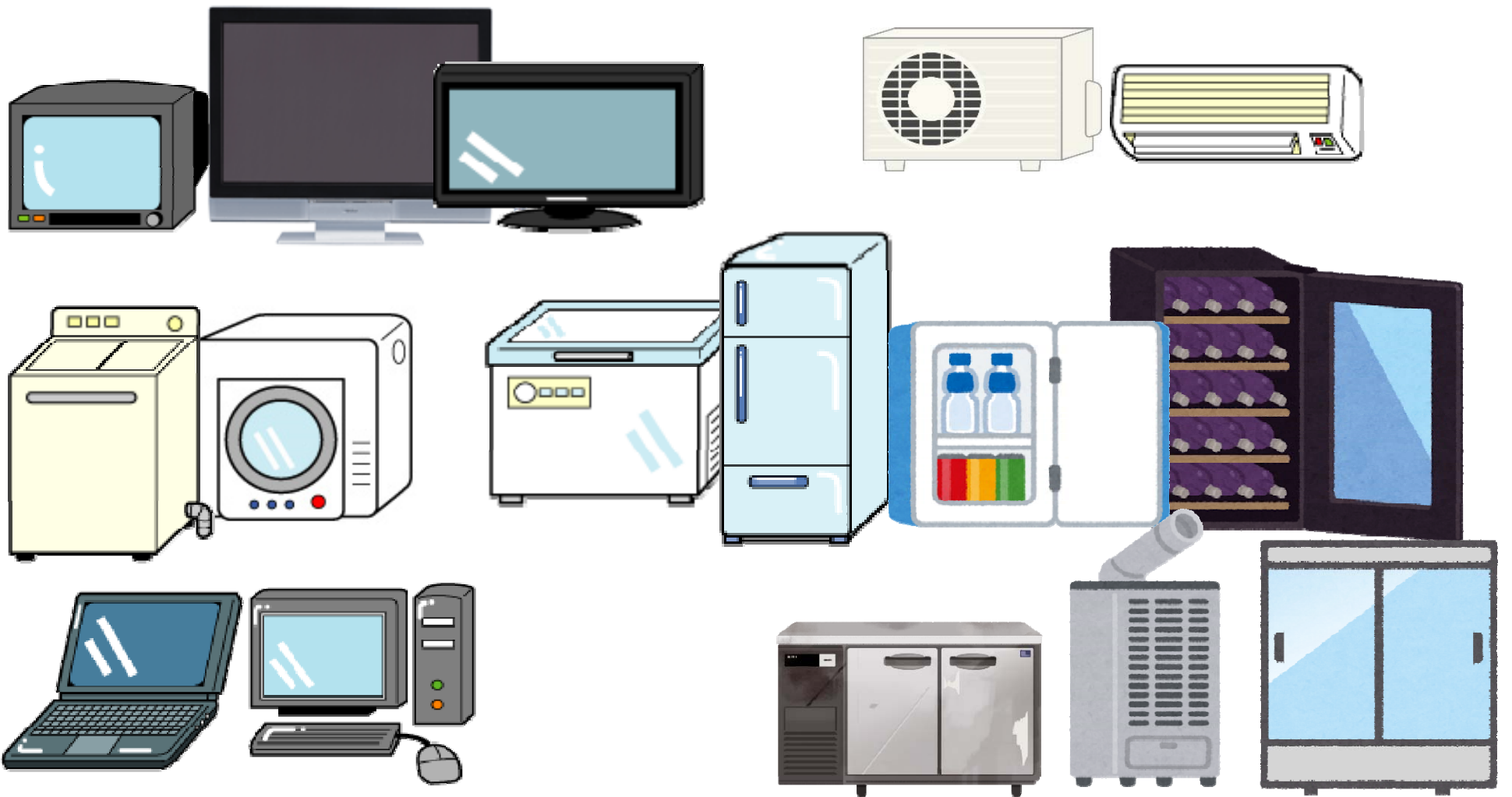
冷蔵庫、冷凍庫、ワインセラー、保冷庫

※液晶テレビのうち、電池式・シガーライター式・風呂据付はリサイクル対象外品です。

パソコン本体及びモニタ、モニター一体型パソコン、ノートブックパソコン

業務用冷蔵庫、業務用製氷機、業務用エアコンなどの第一種特定製品

※家庭で使用していたもので、フロン類を抜いた証明書があれば処理できます。



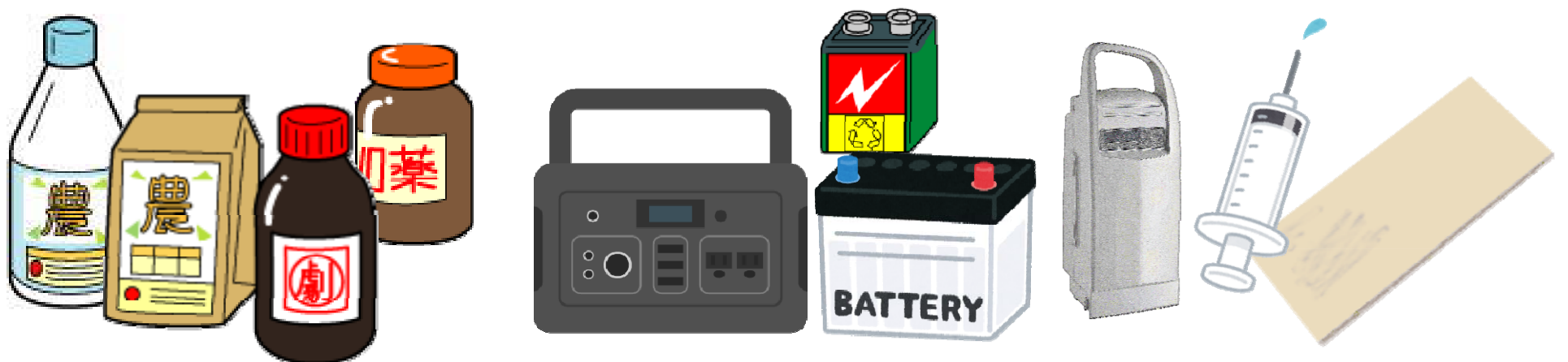
2. 有害性のあるもの

農薬、劇薬

バッテリー（家庭用蓄電気、充電式電池、電動アシスト自転車のバッテリーを含む）

医療器具（注射器など）、汚物、汚泥、石膏ボード

※石膏ボードは水溶性のため、外部に有害物質が流出する恐れがあるためお持ちできません。



次ページもご覧ください。

3. 危険性のあるもの

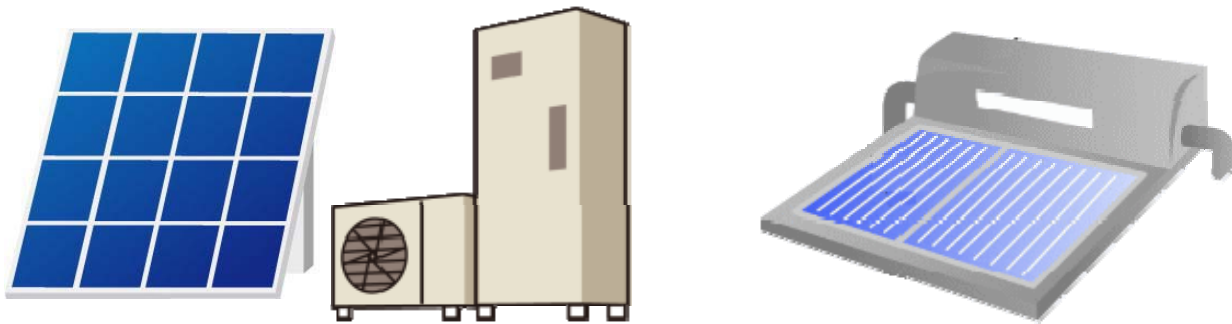
ボンベ類、消火器、揮発油（ガソリン・ベンジン・シンナー）、ボタン電池、灯油・重油・軽油等、中身の入ったライターやカセットボンベ、未使用の花火等の火薬使用製品

※ボタン電池は処理中に発火する恐れがあるためお持ちできません。



4. その他

太陽光発電設備（軽微なものを除く）、電気給湯器等設備、太陽熱温水器



自動車、オートバイ（50cc以下の原動機付自転車を除く）、農機具、電動シニアカー
自動車タイヤ、オートバイタイヤ（50cc以下の原動機付自転車のものを除く）

※農機具のうち、小型の手押しタイプのもでゴム製タイヤが付いていないものは持ち込めます。



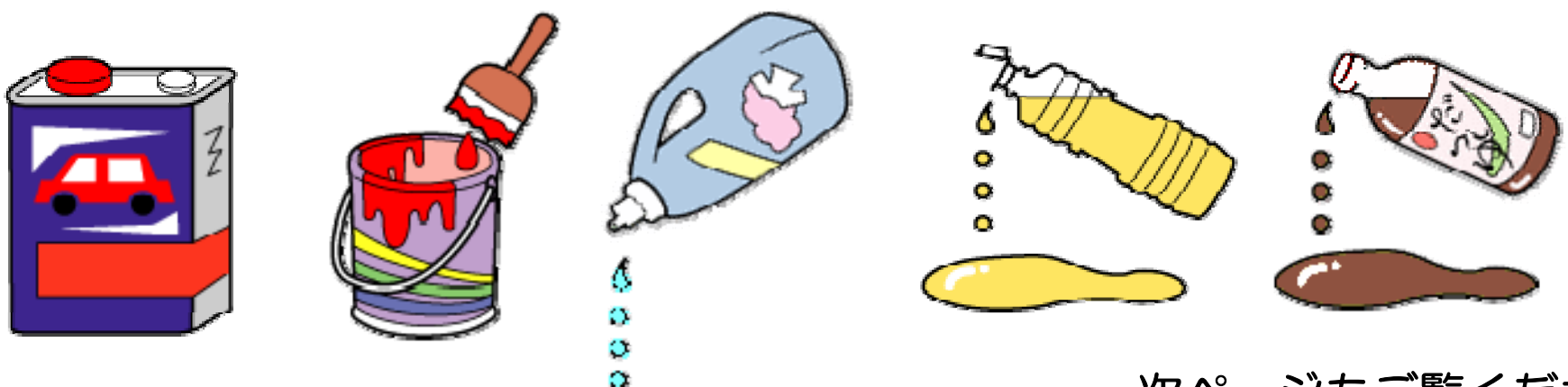
ピアノ、オルガン、エレクトーン、スプリング入りマットレス

※簡単に鍵盤部分と脚部が分離できるものは持ち込めます。



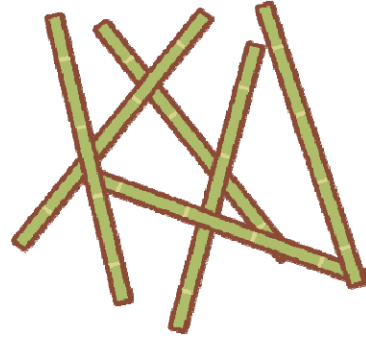
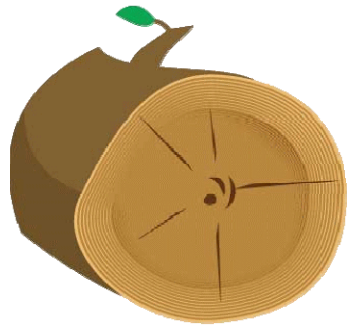
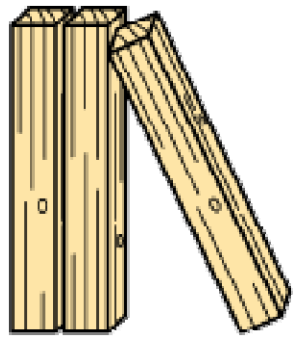
液体、液状のもの（オイル、ペンキ、油、液体洗剤等）

※中身が入っているスプレー缶や缶詰、容器に入っている状態の油や洗剤もお持ちできません。

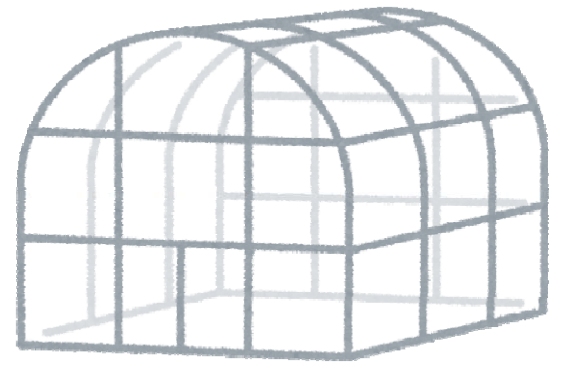
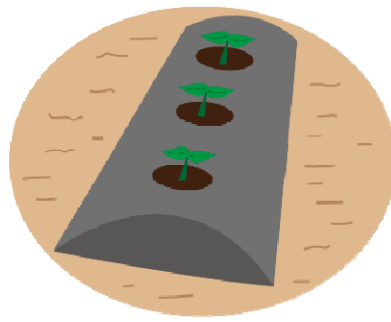


次ページもご覧ください。

2mを超える木・枝・木材、直径20cmを超える木・枝・木材
2mを超えるFRP・グラスファイバー・カーボンファイバー製品
※竹は50cm以上のもの



家庭菜園で使用していた長さ5mを超える畝シートやビニールハウス用ビニール



建築設備で1辺でも2mを超えるもの、断熱材、外壁材、屋根材等の建築廃材
コンクリートから

※建築設備で1辺が2m以内のものについては、本人等が取り外したものに限りません。

土、砂、石、砂利

※土、砂は廃棄物とみなされないため、原則として清掃工場へお持ち込できません。

※自然石、庭に埋まっていた石や砂利は持ち込めません。



処分方法に関するお問い合わせは、お住まいの
市役所、町役場へご連絡ください。

佐倉市 廃棄物対策課

☎043-484-6149 (直通)

酒々井町 経済環境課

☎043-496-1171 (代表)

清掃工場へのお持ち込に関するお問い合わせは下記へ
ご連絡ください。

佐倉市、酒々井町清掃組合

☎043-496-7511